

米加針葉樹製材紛争

- 米国は、国内における針葉樹製材の需要量のうち、3割程度をカナダから輸入。
- 米国の製材業界は、1980年代以降、カナダの製材が、同国州有林における低い立木価格の設定により、安価で輸出され、高い市場シェアを維持しているとして問題視。
- 以後、数次にわたり、カナダによる自主的な輸出量の制限や輸出税の賦課、米国によるダンピング防止税及び相殺関税の賦課等を措置。
- 2015年に、「2006年の米加針葉樹製材協定」が失効。2017年から、米国は、輸出業者別に、ダンピング防止税及び相殺関税の賦課を開始し、米国は、両税の引き下げと引き上げを行っている。また、これに対し、カナダは、WTO等の紛争処理手続に提訴。2021年と2024年には、USMCAへ提訴している(ともに審理中)。

米加針葉樹製材紛争の経緯

1982年 米国が、業界団体の要請を受けて、カナダからの製材輸入に対する相殺関税の調査を開始(発動せず)。

1986年 米国とカナダがMOUを締結。カナダが自主的に、[15%の輸出税](#)を賦課。

1991年 カナダがMOUを一方的に破棄。

1992年 米国が[相殺関税\(6.51%\)の賦課](#)を開始。

1996年 米国とカナダが「針葉樹製材協定」を締結。カナダが自主的に、一定量以上の輸出に対して、[輸出税を賦課](#)。

2001年 「針葉樹製材協定」が失効。

2002年 米国が[ダンピング防止税\(8.43%\)及び相殺関税\(18.79%\)の賦課](#)を開始。

2006年 米国とカナダが「2006年の針葉樹製材協定」を締結。カナダが、[地域毎に、輸出税の賦課又は輸出量の割当](#)を実施。

2015年 「2006年の針葉樹製材協定」が失効。

2017年 米国が[ダンピング防止税及び相殺関税](#)(※両者とも企業別に税率を設定)の賦課を開始。

2020年 8月 WTOパネルが、米国の相殺関税は協定違反との報告書を公表。
11月 米国が、定期的な見直しにより、両税の税率を引き下げ(計20.23%→計8.99%)。

2021年 12月 米国が、第2次行政審査により、両税の税率を引き上げ(計8.99%→計17.9%)。
カナダはUSMCAに異議申し立て。

2022年 8月 米国が、第3次行政審査により、両税の税率を引き下げ(計17.91%→計8.59%)。

2023年 7月 米国が、第4次行政審査により、両税の税率を引き下げ(計8.59%→計8.05%)。

2024年 1月 2023年12月に米国が両税維持を決定したことに対して、カナダはUSMCAに異議申し立て。

2024年 9月 米国が、第5次行政審査により、両税の引き上げ(計8.05%→計14.40 %)。

2025年7-8月 米国が、第6次行政審査により、両税の引き上げ(計14.40%→計35.19%)。

現行のダンピング防止税及び相殺関税の税率
(2025年7-8月発効、カナダ政府国際関係省サイトより引用)

| 輸出業者名 | ダンピング 防止税 | 相殺関税 | 合計 |
|---------------|--------------|--------|--------|
| Canfor 等 | 35.53% | 12.12% | 47.65% |
| West Fraser 等 | 9.65% | 16.82% | 26.47% |
| その他 | 20.56% | 14.63% | 35.19% |

・その他: Non-Selected Companies

・輸出事業者名の詳細は米国官報参照

ダンピング防止税 : FR Vol. 90, No. 143 p. 35666

相殺関税 : FR Vol. 90, No. 156 p. 38755